### 1 議 事 日 程

[令和2年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

令和2年3月3日 午前10時00分 於全員協議会室

日程第1 議案第6号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第8号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につ いて

日程第4 議案第9号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につい て

日程第5 議案第10号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例について

日程第6 議案第11号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第12号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について

## 2 出席委員は次のとおりである(6名)

 委員長
 門田直樹議員
 副委員長神武 綾議員

 委員
 長谷川公成議員
 委員原田久美子議員

 『徳永洋介議員
 柳原荘一郎議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

### 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

総務部長	石	田	宏	$\equiv$	教育部長	江	П	尋	信
総務部理事	Щ	浦	剛	志	総務部理事	五	味	俊力	に郎
議会事務局長	冏	部	宏	亮	総務課長併選挙管理委員会書記長	Щ	谷		豊
社会教育課長	木	村	幸什	志分	経営企画課長	髙	原		清
学校教育課長	鳥	飼		太	文書情報課長	Щ	П	辰	男
文化財課長	城	戸	康	利	管 財 課 長	柴	田	義	則
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百	田	繁	俊	防災安全課長	齋	藤	実責	員男
文化学習課参事	寺	崎	嘉	典	地域コミュニティ課長	藤	井	泰	人
スポーツ課長	安	恒	洋	_	監査委員事務局長	福	嶋		浩
会 計 課 長	小	島	俊	治	議事課長	吉	開	恭	_

# 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(1名)

### 開会 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(門田直樹委員) おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 議案第6号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

**○委員長(門田直樹委員)** 日程第1、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部 を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川谷 豊) 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は15、16ページ、条例改正新旧対照表は1ページでございます。

固定資産評価審査委員会条例は、地方税法の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された 価格についての不服を審査し、決定するために設置された第三者機関であります固定資産評価 審査委員会の審査の手続、記録の保存、その他審査に関し、必要な事項を定めるものでござい ます。

改正の主な内容としましては、審査の手続における書面審理を規定しております条項におきまして、引用をしております「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたことに伴い、本条例中のその名称を変更するとともに、条の移動もあったことから、あわせてそれに伴う改正も行うものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**〇委員長(門田直樹委員)** 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1点だけ。いわゆるITからICTという感じに読めるんですけれども、具体的には何か実情変化というのはありますか。

総務課長。

○総務課長(川谷 豊) デジタル申請法に基づく改正でございまして、実際の手続等に変更は一切ございません。

○委員長(門田直樹委員) わかりました。

これで質疑を……。

(「同じ質疑なのでいいです」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) いいですか。失礼しました。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時02分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第2、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を 改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

**○文化財課長(城戸康利)** 「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」説明をいたします。

議案書は17ページでございます。新旧対照表は2、3ページでございます。

17ページのほうで説明を申し上げますと、附属機関設置に関する条例の太宰府市文化財専門 委員会の下に新たに太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会というものを追加するもので ございます。

この太宰府市文化財保存活用地域計画と申しますのは、平成30年に文化財保護法の改正が行われまして、新たに法の中に文化財保存活用地域計画というものが位置づけられました。これは、各市町村が目指す目標や中・長期的に取り組む具体的な内容を記した基本的アクションプランというふうに位置づけられております。指針が今年度出されましたので、その規定に沿って今後策定していくということを来年度予定しておるものでございます。これによりまして、どのようなメリットがあるかと申しますと、文化財を計画的に保存活用することが一つ目に見

えることとなっていくということ、それから文化庁を初め、観光庁も含めまして、補助金の補助率が5%程度増加されるということになっております。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

- **〇委員(長谷川公成委員)** この委員会、メンバー構成はどのようになっていますか、人数とか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- ○文化財課長(城戸康利) 今のところ、15人以内ということを予定しておりまして。ちょっとお待ちください。その構成につきましては、識見を有する者、文化遺産を初めとして観光ですとかまちづくり関係の専門家、それから関係行政機関の職員として県の方、それからその他教育委員会が適当と認める者ということで、ここで広く商工会ですとか観光協会ですとか、それから市民の方、それから文化財とか文化遺産にかかわって活動してある方々から広くお入りいただいて議論をしていきたいというふうに考えています。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかに。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** この協議会自体、さっき令和2年度っておっしゃいましたけれど も、1年間で策定するというような形になるんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(城戸康利)** 現在のところの予定としては、策定に1年と、それからこれは補助金を使ってこの委員会もやっていくんですけれども、策定に1年と、それから印刷等、でき上がったものの成果物をつくっていくのに翌年の補助金まで使うということで、全体としては2ヵ年ですが、議論としては1年でつくっていきたいというふうに考えています。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」 は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第3から日程第5まで一括上程

○委員長(門田直樹委員) 次に、日程第3、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

**〇総務課長(川谷 豊)** それでは、議案第8号から議案第10号までを一括してご説明申し上げます。

まず、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」は、議案書19ページから21ページ、条例改正新旧対照表は5ページ、6ページでございます。

本条例の改正は、地方公務員法が改正され、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が 開始することにあわせ、条件つき採用された職員の分限に関し、必要な定めを追加するもので ございます。

具体的な内容としましては、正職員は6カ月の条件つき採用期間がございますが、これに加え、新たに会計年度任用職員に1カ月の条件つき採用期間が設定されております。これにあせまして、条件つき採用職員の降任及び降給の分限処分をする際の効果等につきまして、地方公務員法第29条の2第2項に基づき、条例で定めるものでございます。

続きまして、議案第9号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 について」は、議案書22ページから27ページ、条例改正新旧対照表は7ページから14ページで ございます。

本条例の改正は、地方公務員法が改正され、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が 開始されることに伴い、会計年度任用職員の育児休業等に関し、必要な定めを規定するもので ございます。

具体的な内容としましては、引き続き在職した期間が1年以上で、所定の勤務日数以上の勤務を行う会計年度任用職員に、子が1歳6カ月に達する日までの育児休業の取得を可能とする

などの改正を行うものであります。

続きまして、議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、議案書28ページ、29ページ、条例改正新旧対照表は15ページ、16ページでございます。

本条例の改正は、地方公務員法が改正され、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が 開始されることに伴い、会計年度任用職員の公務災害補償につき定めるものでございます。

具体的な内容としましては、非常勤職員のうち報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員は、既に公務災害補償等に関する条例の適用となっておりますが、給与を支給されるフルタイム会計年度任用職員も本条例の適用対象に加えるものでございまして、あわせて条文の表現の整理を行うものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第8号について質疑はありませんか。

徳永委員。

- **〇委員(徳永洋介委員)** 結局、会計年度職員になって正規職員と同じような、ちょっと違いはあるけれども、そういう形になっていったということですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) そのとおりでございます。
- O委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 条例名自体がかわっているんですけれども、条件つき採用職員とい うのは正職の方で、臨時的任用職員が会計年度任用職員という形で理解しといてよろしいです かね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 条件つき採用職員につきましては、正職員と会計年度任用職員であります。臨時的任用職員につきましては、本市では該当はございませんが、災害時等に臨時的に雇用する非正規職員のことであります。

以上です。

- **〇委員長(門田直樹委員)** ほかにございませんか。 原田委員。
- ○委員(原田久美子委員) 1から3を略されておりますけれども、今回(3)の項目で、平成14年度条例第11号ということで書いてあるんですけれども、これはどこの条例なのか。それで、4番に対してはここに書いてありますけれども、福岡県市町村消防団員等の公務災害補償組合の

規約から成っていますけれども、規約の中では水防法の第34の規定による水防に従事した者に かかわる災害補償に関する事由ということで、私のほうで調べさせてもらったらそうなってい るんですけれども、太宰府市における、それは規約じゃなくて、条例でされるんじゃなかろう かと思いますけれども。

- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 議案としましては、2つ先のものになりまして、議案書29ページですね。第2条第4号中、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の次に括弧以下を加えるということでございまして、こちらは表現方法を変えるだけでございます。要はこちらの括弧の中の表記が抜けていたものを補完するものということでございますので、特段条例の中身が変わるということではございません。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。 徳永委員。

- **〇委員(徳永洋介委員)** 第9号ですよね、育児休暇。
- 〇委員長(門田直樹委員) そう。
- **〇委員(徳永洋介委員)** 1年契約の場合、本当に育児休業とか可能性としてはあるのか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 先ほどの説明にもありましたとおり、現在の任命権者に1年以上任用されているということが条件の一つでございますので、当然会計年度任用職員の契約期間は1年でございますので、再度に任用された方が対象となるということでございます。

以上です。

〇委員長(門田直樹委員) いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時16分〉

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第9号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時16分〉

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6 議案第11号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第6、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

**〇総務課長(川谷 豊)** それでは、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は30、31ページ、条例改正新旧対照表は17ページでございます。

本条例の改正は、令和元年8月7日の人事院勧告に伴い、令和2年4月1日より国家公務員 の給与が改定されますことを受け、本市におきましても勧告に準じた所要の改正を行うもので ございます。

具体的な内容といたしましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ1万6,000円に、最高支給限度額を1,000円引き上げ2万8,000円とするものでございます。 説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 月額2万3,000円以下の家賃を払っている職員の方の限度額が2万7,000円で4,000円上がっているんですけれども、ここに該当する職員さんはいらっしゃるんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) お答え申し上げます。

最高支給限度額1,000円引き上げ該当者が45名、それから下限を4,000円引き上げたことに対する該当者は該当なしということになっております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** それともう一つ、特例措置で令和2年4月1日から1年間は 2,000円を超える減額となる職員については従前の例によると書いてありますけれども、これ には対象者はいらっしゃるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- 〇総務課長(川谷 豊) 議案書31ページの一番下の行でございます。

2,000円を超える減額となる職員については、なお従前の例によるということで、激変緩和 ということでございますが、本市におきましては該当なしとなっております。

以上です。

- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
- 〇副委員長(神武 綾委員) いいです。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

ちょっと関連して。持ち家手当というものは、本市はもうたしか何年か前になくしたと思う

んだけれども、近隣市とか類似団体等でも大体皆同じような横並びの政策をとられてあるか、 わかる範囲で答えてください。

総務課長。

**〇総務課長(川谷 豊)** 筑紫地区におきましては、全て持ち家手当はなしということになっております。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) わかりました。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第7 議案第12号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第7、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例 について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

**○文化学習課長(百田繁俊)** 議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

資料は、議案書32、33ページ、条例改正新旧対照表18、19ページでございます。

今回の改正は、休館日に関する規定をわかりやすくし、あわせて関連する字句を整理すると ともに、臨時休館及び臨時開館の際に公示するという他の施設にはない規定を削るものです。

第4条第1項及び第5条の改正は、国民の祝日に関する法律に規定する休日が休館日でない 旨の書きぶりを整えるもので、第4条第2項の改正により、臨時休館及び臨時開館の際の公示 を省略いたします。 また、第8条の改正は、第1条中の「図書館法」を「法」と読みかえる規定に則した字句の 訂正です。

なお、今回の改正により、休館日及び開館時間が変更されることはなく、臨時休館、臨時開館を実施する際も公示手続こそ省略いたしますが、ホームページや館内掲示等により、これまで同様に利用者への事前周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

- ○副委員長(神武 綾委員) 済みません。関連ですけれども、この条例改正では公示を行うということを省略するということになっていますけれども、今回コロナウイルスの感染予防のために公共施設を一斉に閉館するとか利用を制限するとかというようなことがありましたけれども、この条例の中でいくと、教育委員会が必要と認めた場合は臨時的に休館または開館することができるとあるんですけれども、今回教育委員会は開かれた上での措置になっているんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化学習課長。
- **○文化学習課長(百田繁俊)** この条例改正自体につきましては、教育委員会の議案として提案を しているわけでございますけれども、今回のコロナウイルス感染予防対策によります臨時休館 ということにつきましては、教育委員会を開催して決定するという手続は踏んでおりません。
- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- ○副委員長(神武 綾委員) そこの判断が急なことで、どこが判断するかというところがあったと思うんですけれども、公共施設全体で言うと、市民の皆さんがこれだけ制限されると、まして子どもたちの施設も含めてなので、ちょっと戸惑うところもあってると思うんですね、実際にそういう声もありますので。図書館に限っては、すくすく号は回すということで連絡をいただいているので、そこで利用することはできると思うんですけれども、実際に、図書館で動けない期間借りたかったとか言う方たちの声もあるので、そこら辺の対応とか、もし考えてあるのであればお聞かせ願いたいと思いますけれども、いいですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) どこで決定したかということでございますけれども、これは市の感染症対策本部会議の中で、感染拡大を予防するという観点から、緊急的にほぼ原則として市内の公共施設を当面の間、閉館をするというような決定に至ったということでございますので、とにかく緊急措置というような形でさせていただいておりますので、今回、特に教育委員会を開いての決定というところには至っておらないというような状況でございます。

以上でございます。

## ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

昨日、公共施設の閉館について議員にはファクスでいただいたんですけれども、全部24日まで休館すると、教育関係をですね。図書館に関しては、移動図書は通常どおりやるということですよね。それだけしか情報がないので、細かいところはどうなのかというね。

ただ、急に決まったということで、しかも横並びにね。本当はここでいろいろ聞きたいところもあるんですが、うちの所管外もたくさん、全施設ということで含まれていますので、ちょっとどういった方法がいいかというのは事務局と相談しよるんですけれども、今みたいな手続の問題とか。ただ、手続の問題というのは、このことに急な判断がどうこうということじゃないからと思いますので、その辺のところがまとまった時点でいろいろとご案内いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

- 〇副委員長(神武 綾委員) はい。
- 〇委員長(門田直樹委員) 原田委員。
- ○委員(原田久美子委員) 第8条の指定管理者が行う業務は次のとおりである。(1)は略されておりますけれども、指定管理者というのは、教育委員会というところが指定管理者ということに条例ではなっているんですけれども、第4条の第2項、教育委員会が必要と認めたときは臨時休館または開館することができるということになっていますけれども、これは教育委員会がするのか、それとも指定管理者である館長がしていいのか、そこは教育委員会ですか。
- **〇委員長(門田直樹委員)** 指定管理者は教育委員会じゃないと思うけれども。
- **〇委員(原田久美子委員)** でも、指定管理者が行う業務の中には管理も入っていますので、運営 も入っていると思うんですよね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化学習課長。
- ○文化学習課長(百田繁俊) この条文を文字どおり解釈いたしますと、第4条の規定に定める教育委員会は指定管理者と読みかえることになりますので、指定管理者の判断で臨時休館、開館はもちろんできるわけでございますけれども、今回のコロナウイルス対策につきましては、指定管理である施設とか指定管理でない直営の施設とかも合わせたところでの判断ということでございますので、全庁的な対策本部で決定をしまして、それを指定管理者とも協議をして決めておるというような流れになります。
- 〇委員長(門田直樹委員) 原田委員。
- ○委員(原田久美子委員) 私が今質問しているのは、コロナウイルスの関係もありますけれども、それではなくて、教育委員会というところの分につきましては、指定管理者が行う維持及び管理というのがあると思うんですけれども、運営とか修繕とか、そういうふうなことはここに全然足していませんけれども、今回はこれで、教育委員会でもいいんですけれども、指定管理者が行う業務の中がちょっと不足しているんじゃないかと思っているんですよ。もう少し具体的に修繕とか、そういうふうな運営もしていくんだよということで、私は思っていたもんだ

から、教育委員会は指定管理者ということになっているので、指定管理者の権限で認めたとき は教育委員会のほうに物を言えば、公示すればいいのかなと思っていたので、ここは館長とか 指定管理者になるんじゃなかろうかと思って、今質問をしているんですけれども。

- 〇委員長(門田直樹委員) 文化学習課長。
- **○文化学習課長(百田繁俊)** この条例のスタイルは、図書館条例に限ったことではございませんが、直営の場合と指定管理に管理を委ねる場合と両用対応できるような体裁にしつらえておりますので、直営であれば教育委員会、そうでなければ指定管理者というふうに読みかえるということになります。

さらに、これは条例でございますので、図書館に関する業務、開館時間、閉館時間、その他を含めて概要的なものにとどめておるということになりますので、細部については規則に委ねる、あるいは指定管理者での関係においては協定書を取り交わすというようなことがございますので、その中でうたい込まれておるというふうに理解しております。

- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
- 〇委員(原田久美子委員) いいですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 原田委員。
- ○委員(原田久美子委員) また、今後にもつながると思うんですけれども、開館時間、開催ですかね。太宰府では、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までって書いてありますけれども、普通は12月28日から12月31日まで、そして1月1日から1月4日までということで、近隣の条例を見ますとほとんどがそうなっているのに、太宰府だけが1月1日からということになっていますけれども、そういうようなところも今後、今日は条例にはないんですけれども、そういうようなところも見直しを図ってもらったらと思いました、余り長過ぎるかなと思いますので。
- **〇委員長(門田直樹委員)** どこの話。
- ○委員(原田久美子委員) これは提案だけです。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時32分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第8 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第8、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款2項1目総合企画推進費について説明を求めます。

経営企画課長。

**〇経営企画課長(高原 清)** 2款2項1目、細目990総合企画推進費954万円につきましてご説明 いたします。

こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附額が予定していた額より増える見込みとなりましたことから、2月以降の寄附に対する返礼品等の支払いに関する費用を補正予算として計上させていただくものでございます。

まず、12節役務費4万円でございますが、こちらはクレジットカード払いの寄附に関するカード会社への手数料といたしまして、また13節ふるさと納税関連業務委託料950万円は、返礼品代やふるさと納税サイトへの委託料等としてお願いするものでございます。

これに係る財源でございますが、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

18款1項1目2節ふるさと太宰府応援寄附金といたしまして、1,758万円計上をさせていただいております。結果といたしまして、本年度のふるさと納税の寄附額は、2億7,778万円を見込んでおります。

説明は以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

済みません、1点だけ。13節の950万円ですけれども、これはたしか4社あったと記憶しておるんですが、大体均等な額でしょうか。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) まず、この4社というのがサイトが3社、それと楽天とふるさとチョイスというサイト、こちらのサイトのいろいろな間を取り持つ業者さんということで1社。ということで、合計4社になります。それぞれのサイトによって寄附額が違いますので、若干大小あります。サイトについては、寄附額に対しての何%ということになりますので、したがいまして業者によっては金額が多いところ、少ないところというような状況になっております。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) わかりました。

それでは次に、10款2項1目小学校施設整備費及び10款3項1目中学校施設整備費について 説明を求めます。

社会教育課長。

**〇社会教育課長(木村幸代志)** それでは、補正予算書14、15ページの10款 2 項 1 目小学校費、中学校費、それぞれの細目151について説明させていただきます。

まず、小学校施設整備費ですが、この補正予算は国の学校施設環境改善交付金事業に令和2年度事業として補助要望を出しておりました水城西小学校の普通教室棟、これは一番北側の棟になりますが、それの大規模改造工事が令和元年度による追加補助採択を受けましたので、今回3月補正にて計上させていただくものです。

内容としましては、校舎等改造工事費に1億945万円、工事に伴います校舎等改造工事設計 監理等委託料279万円です。

次に、中学校施設整備費、これも同じく国の学校施設環境改善交付金事業に令和2年度補助 事業として、太宰府中学校屋内運動場、いわゆる体育館の大規模改造工事が本年度、前年度に 前倒しによる追加補助採択を受けたことによるものです。

内容としましては、校舎等改造工事費に2億8,847万円、工事に伴います校舎等改造工事設計監理等委託料に372万5,000円を計上させていただいております。

あわせて、これに関します歳入について説明させていただきます。

予算書8ページ、9ページをごらんください。

15款 2 項 5 目の教育費国庫補助金の右側の小学校費補助金、学校施設環境改善交付金 2,589万円、中学校費補助金の6,549万1,000円を計上しております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

22款1項5目教育債の一覧につきましては、小学校施設整備事業7,440万円、中学校施設整備事業1億9,450万円を歳入として計上しております。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費の10款教育費、2項小学校費で、水城西小学校大規模改造事業1億 1,224万円、3項中学校費の太宰府中学校大規模改造事業で2億9,219万5,000円、いずれも予 算全額を繰り越すこととしております。

また、その下の第3表、地方債補正の欄でありますが、今回の補正により、小学校施設整備 事業債、限度額が2,960万円から1億400万円に、中学校施設整備事業債が2億7,410万円から 4億6,860万円に限度額が変更となるものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**〇委員長(門田直樹委員)** 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

- ○委員(長谷川公成委員) 校舎等大規模改修工事なんですけれども、水城西小学校は校舎の建て かえじゃないですけれども、何か階数が増えるとか、何かそういった具体的な監理なんです か。ご説明をお願いします。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(木村幸代志)** 今回の分につきましては、先ほど言いましたけれども、一番北側 の棟になるんですけれども、そこの教室の内側の改修工事になります。だから、フロアとか、 あと教室の中の黒板とか、そういったもろもろの改修工事になります。
- 〇委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。
- **〇委員(長谷川公成委員)** 夏季休業中というか、夏休み期間を予定されているんですかね、水城 西小学校も太宰府中学校も。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(木村幸代志) 水城西小学校については、おおむね夏休み期間というのを予定しておりますが、太宰府中学校の体育館につきましては、これは内部も外側もやりまして、かなり大規模になります。それで、体育館自体をおおむね9月から年度末ぐらいまで閉めなければいけないようになりそうです。それで、今回こういうことで予算案として提案させていただいておりますので、ちょっと学校と授業の関係があるもんで、若干協議させていただいておるんですが、あと社会体育とか、そういったところの影響も出ますので、協議をさせていただきたいと思っております。
- ○委員(長谷川公成委員) わかりました。
- 〇委員長(門田直樹委員) ほかに。

徳永委員。

- **〇委員(徳永洋介委員)** 済みません。太宰府市の体育館の大規模改造が何か見ていて必要性があるのかなと思うんですけれども、フロアとか天井とかですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(木村幸代志)** そうですね。中であればフロア、床とか、あとトイレとか放送機 器関係から、そういった大体全てですね。あと、外は外壁と屋根ですね。全面的にやりかえる

ようになります。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 体育館の工事のことなんですけれども、エアコンの設置とか、そういうことは検討はされたのでしょうか。入っていますでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(木村幸代志)** 今回の工事では入っておりません。 以上でございます。
- 〇委員長 (門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 今後、そういう計画はあるのか、ほかの学校施設も随時されていくと思うんですけれども、いろいろな国の補助とかも災害関係の施設になるということで、今はメニューとしては増えてきていると思うんですけれども、そこら辺の検討はされているのか、何かあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(木村幸代志)** これは、いろいろご指摘いただいておるところなんですが、特別 教室が今年度大体全部エアコンが、令和元年度で工事をやっていて入るような状況で、その次 が体育館になろうかと思いますが、今のところ現状で具体的に体育館に空調をいつごろから入 れるとかという協議が進んでいるわけではございません。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳出の説明を終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書11ページをお開きください。

19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

**〇経営企画課長(高原 清)** 19款1項1目6節財政調整資金繰入金3,486万4,000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今回の3月の補正財源の調整といたしまして、財政調整資金を充て るものでございます。

なお、令和元年度末の財政調整資金残高といたしましては、予算ベースで30億725万3,586円 となる予定でございます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳入の説明を終わります。

次に、第2表、繰越明許費の審査に入ります。

補正予算書4ページをお開きください。

2款1項庁舎改修事業について説明を求めます。

管財課長。

**〇管財課長(柴田義則)** 第2表、繰越明許費補正の追加分につきまして説明させていただきます。

今回、繰越明許をお願いいたしますのは、2款総務費、1項総務管理費の庁舎外部改修工事 に伴う工事監理委託料の113万2,000円でございます。

繰り越しの理由としましては、庁舎外部改修工事の監理業務につきまして、債務負担行為に よる令和元年度から令和2年度までの継続事業としておりますが、契約の結果、監理業者から 令和元年度予算分の前金払いの請求がなされないことになりましたので、次年度に繰り越しを お願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で繰越明許費の説明を終わります。

第3表、地方債補正は歳入の中で説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 補正予算には賛成はいたしますけれども、1点、先ほど学校施設の整備の件で、体育館に空調設備をというお願いをしたんですけれども、夏休み期間中の学童の子どもたちが遊べる場所がないということで、外でも熱中症の関係で出られなかったりとか体育館も温度が上がって使えないとかという状況もあっていますので、今後学校の体育館の工事を進めるに当たっては、先ほど申しましたけれども、いろいろな補助メニューがありますので、ぜひその点も考えていただきたいなということをお願いして賛成といたします。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第16号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時46分〉

**〇委員長(門田直樹委員)** 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

○委員長(門田直樹委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求 書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

**〇委員長(門田直樹委員)** これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時47分

~~~~~~ () ~~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年5月21日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹